

子ども・子育て支援事業計画の一体化に伴う 「量の見込み」等の取り扱いについて

(1) 子ども・子育て支援事業計画の一体化について

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する提供量と実施時期）を定めることとなっています。

この度、策定する「こども計画」は、こども基本法を根拠法とする計画であり、同法には、法律に基づき策定が義務付けられている他のこどもに関連する計画と「一体のものとして策定することができる」と明記されています。

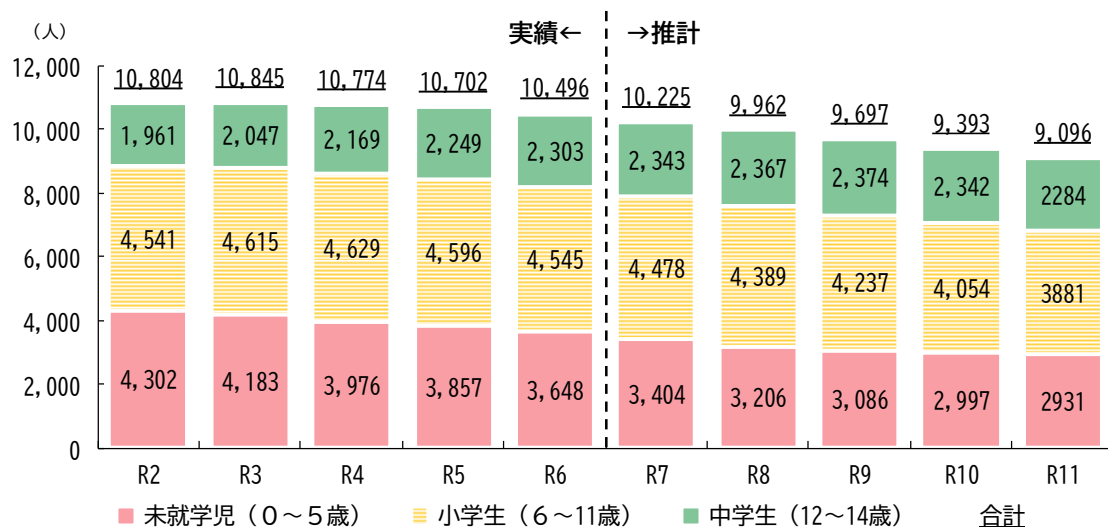
以上のことから、本市で新たに策定する長久手市こども計画に第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画を一体化することとし、それに伴い、子ども・子育て支援制度で定められる「量の見込み」等の記載も長久手市こども計画に記載します。

(2) 「量の見込み」等の見直しについて

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画」において量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めました。算出の根拠として活用した推計児童数は下記のグラフの通りです。

※教育・保育に関する施設、地域子ども・子育て支援事業の種類と設定した見込み量・確保策については、「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画」参照

■児童数の推移・推計

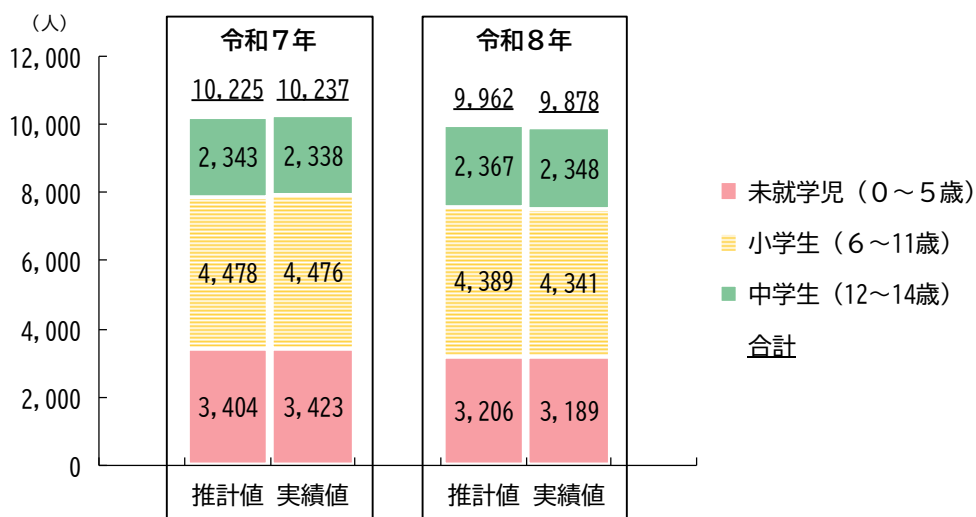


資料：第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画

算出の根拠として活用した推計児童数と各年4月1日時点の児童人口数を比較すると、全体数の差が令和7年で+12人、令和8年で-84人と、両者の乖離は増減率±10%以内であり、年齢別でも概ね同様の人口推移となっています。

以上のことから、現時点での数値修正の必要性は低く、現在の「量の見込み」「確保方策」を維持したまま移行しても、サービス提供体制に支障はないと判断し、再掲載にあたっては「量の見込み」の再算出は行わず、長久手市子ども計画の最終年度である令和11年度に見直しを行う方針です。

■令和7年及び令和8年の度児童数の推計値と実績値の比較



資料：推計値 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画
 実績値 住民基本台帳（各年4月1日現在）